

横浜市印鑑条例施行規則（昭和52年 7 月横浜市規則第96号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（印鑑登録証明書交付申請書）</u> <u>第12条 条例第17条第 1 項及び第 2 項の規定による印鑑登録証明書の交付申請は、印鑑登録証明書交付申請書（第 7 号様式）によってするものとする。</u> <u>第 7 号様式（第12条）</u>	<u>（印鑑登録証明書の交付申請）</u> <u>第12条 条例第17条第 1 項の規定による印鑑登録証明書の交付申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によってするものとする。</u> <u>（1）印鑑登録者の氏名、住所及び生年月日</u> <u>（2）登録番号</u> <u>（3）申請を代理人により行う場合は、当該代理人の氏名及び住所</u> <u>（4）その他区長が必要と認める事項</u> <u>2 条例第17条第 2 項の規定による印鑑登録証明書の交付申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によってするものとする。</u> <u>（1）印鑑登録者の氏名、住所及び生年月日</u> <u>（2）その他区長が必要と認める事項</u> <u>（削除）</u>